

※注意！ 国民健康保険税に滞納がある場合は、認定証の交付が受けられません。マイナンバーカードを保険証利用されている方は、カードを提示すると限度額が適用されるため、限度額証の申請は不要です。

送付書類チェックシート

国保③

【限度額認定証を申請するとき】

☐	国民健康保険限度額適用認定申請書
☐	国民健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書いずれかの写し
☐	世帯主または対象者の本人確認書類の写し（以下の①または②いずれか）
	①運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード等の顔写真付きの証明書
	→いずれか1点の写し
	②年金手帳、年金証書、社員証、学生証、病院の診察券等の顔写真のない証明書
	→いずれか2点の写し

【申請書等の送付先】（切り取って宛名にお使いください。）

〒307-8501

茨城県結城市中央町二丁目3番地

結城市役所 市民生活部 保険年金課

国保年金係 宛

【問合せ先】

結城市役所 市民生活部 保険年金課

国保年金係

電話 0296-32-1111（内線1101、1102、1103）